議員提出第３号

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２９年２月１４日

提出者　久喜市議会議員
岡　崎　克　巳
井　上　忠　昭
賛成者　久喜市議会議員
戸ヶ崎　　　博
新　井　　　兼

久喜市議会議長　　柿　沼　繁　男　　様

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）及び久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成２２年久喜市条例第５６号）の規定に基づく議会の議決に付すべき契約以外の契約について議会への報告義務を課すことにより、議会の監視機能の充実強化を図るとともに、当該契約の透明性を高め、契約事務の適正な執行に資することを目的とする。

（契約の締結の報告）

第２条　市長は、市が賃借人となる契約金額２，０００万円以上の賃貸借の契約（地方公営企業の業務に関するものを除く。）を締結したときは、次に掲げる事項を、当該契約の締結後最初に招集される議会の定例会に報告するものとする。ただし、当該定例会の初日の前２週間に締結したものについては、当該定例会の次に招集される議会の定例会に報告するものとする。

（１）　契約の名称
（２）　契約の目的
（３）　契約の金額
（４）　契約の方法
（５）　契約の相手方の住所及び氏名

（６）　契約締結の年月日
（７）　契約の期間
（意見の表明）
第３条　議会は、前条の規定による報告について、必要があると認めるときは、議決により意見を述べることができる。
（意見の尊重）
第４条　市長は、前条の規定により意見が述べられたときは、当該意見の趣旨を尊重するよう努めるものとする。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行し、この条例の施行後に締結された賃貸借の契約について適用する。

提案理由

市政に対する議会の監視機能の充実を図り、市民の視点に立った透明性の高い行政執行の推進に資するため、この案を提出するものであります。